

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和元年7月31日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和元年7月31日(水) 午前 9時58分 開会
午前10時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	松本 暁彦	副委員長	村上 英明	委員	増永 和起
委員	森西 正	委員	檜村 一臣	委員	香川 良平
議長	嶋野 浩一朗	副議長	福住 礼子		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡 長子	同局次長	溝口 哲也
同局総括参与	藤井 智哉	同局主幹兼総括主査	香山 叔彦
同局書記	速水 知沙	同局書記	竹内 恵

1. 案件

摂津市議会BCP(案)について

(午前9時58分 開会)

○松本暁彦委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

それでは、摂津市議会BCP(案)について、協議いたします。

去る7月3日の本委員会でお伝えしましたとおり、議会BCPについてA案・B案の2案を委員長案としてお配りしておりますので、まずそれぞれの案についてご説明をさせていただきます。

本2案につきまして、本日の説明後、一度各会派にお持ち帰りいただき、会派内で協議の上、次の本委員会で優先順位の発表と各案へのご意見をいただきたいと思います。また、ご不明点等ありましたら、本2案の説明後、質問をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まずお手元のA案のほうをごらんください。こちらにつきましてはマニュアル程度のもので、大規模災害等が発生した場合の議会の対応について簡易にまとめたものとなります。

まず、1、目的としまして、摂津市内において大規模な災害が発生した場合にどのように対応すべきかを定めるものとし、執行機関への必要な協力・支援や議員への情報提供及び議員からの情報収集について記載しております。

次に2番目、大規模災害の判断基準では、摂津市地域防災計画に基づき大規模な災害の判断基準というものを定めております。

続きまして3番、災害時の対応では、災害からおおむね24時間が経過するまでの初動期と、災害発生からおおむね24時間経過後、そして通常機能回復までの初動

期経過後に分類し、その中で本会議及び委員会の開催時期、開催時における議員や事務局の行動を示しております。

最後に4、災害対策本部が設置された場合のイメージ図として、災害対策本部が設置された際の流れについて図で示し、理解が容易になるようにしております。

以上、概略でございますがA案の説明とさせていただきます。

続きまして、B案のほうをごらんください。

こちらにつきましては中程度計画となっており、議会や議員の役割だけでなく、大規模災害発生時の対応を定例会前後のケースごとに分類しまとめたものとなります。

まず1番目、目的としましては、大規模災害時等に災害・被害の拡大防止や議会機能の早期回復とその維持を図るために策定するとともに、摂津市地域防災計画を補完するものと定めております。

次に2番目の、災害時の議会及び議員の行動指針では、議会や議員の役割を詳細に記載しております。

続きまして3番目、災害時の市との連携、協力関係では、執行機関が初動対応や応急対応に専念できるよう、連携、協力体制を整え、一丸となって災害対応に当たる旨を記載しております。

続きまして4番目の基本事項では、(1)で想定する大規模災害等を記載しており、(2)では議員及び議会事務局の指揮命令系統を示しております。そして(3)では地域防災計画に記載のある連絡会議について、議長が必要と認めるときは必要な会議を開会することができる旨を記載しております。(4)では情報伝達等について、指針、実施事項、時期及びイメージ図を記

載し、そして（５）では初動期経過後の議員等の行動基準を示しております。

そして、続きまして５、災害発生時の対応では、大規模災害発生を定例会前後のタイミングで六つのケースに分類し、ケースごとに表にしてわかりやすく記しております。

まずその７ページ目のケース１につきましては、告示前として、招集予定日のおおむね２週間から１週間前の状況について示しております。この期間に災害対策本部が設置された場合は議会運営委員会を開会し、一般質問を省略することや委員会審査を省略すること、会期の延長等について協議をいたします。なお、議会運営委員会を開会できない場合は、正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議して判断することとしています。そのほか、議長は必要に応じて連絡会議を開会することができるものとしています。

次にケース２についてですけれども、告示後から招集日当日の状況について示しております。

この期間に災害対策本部が設置された場合は、現議員数が定足数に満たない場合は定例会は招集されず、市長の専決処分が可能となります。また定足数が満たされている場合についても招集日に開会されない場合は流会となり、継続審査・調査事件は廃案になります。また、閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなります。

次にケース３については、委員会付託後から最終日前日で、一般質問、代表質問当日及び委員会当日を除く期間について示しております。この期間に災害対策本部が設置された場合は、議会運営委員会を開会し、一般質問を省略または中断することや、委員会審査の終了を待たずに本会議を再

開し、採決または閉会中の委員会継続審査とすることなどについて協議をいたします。また、本会議を開会できない場合については、閉会予定日の午後５時を迎えた時点で自然閉会となり、閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなります。また、自然閉会を迎えた後は市長の判断で専決処分が可能となります。

次にケース４については、委員会当日の状況について示しております。委員会当日に災害対策本部が設置された場合は、議会運営委員会を開会し、開会日や時間の変更について協議をいたします。委員会を開会・再開できない場合は、未審査または審査途中である旨を委員長から議長へ報告をいたします。

次にケース５については、一般質問、代表質問当日の状況について示しております。一般質問、代表質問当日に災害対策本部が設置された場合は、議会運営委員会を開会し、一般質問、代表質問を省略または中断することや、会期の閉会日などについて協議をいたします。なお、本会議が開会できない場合は、閉会予定日の午後５時を迎えた時点で自然閉会となります。

次にケース６については、最終日当日の状況について示しております。最終日当日に災害対策本部が設置された場合は議会運営委員会を開会し、本会議を開会、再開し、採決または閉会中の委員会継続審査とすることや、会期の延長等について協議をいたします。なお、本会議を開会、再開できない場合は閉会予定日の午後５時を迎えた時点で自然閉会となります。

最後に、別紙としまして、議案審議継続計画のケース別一覧を添付しております。こちら六つのケースを一つの表にまとめたものになります。

以上、B案の概略の説明とさせていただきます。

お配りしましたのA案とB案につきましては、A案の簡易版とB案の計画版というものは、他市議会でもいずれかが選定をされております。これについては判断が分かれる事柄であります。簡易版は必要最低限の対応を規定する内容であり、計画版はつけ加えて、有事での円滑な議会運営を考慮した内容であります。まずは本市議会としてどちらが望ましいのかを決めることが大切であります。

では、ここまで本議案についてご不明点等がありましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

嶋野議長。

○嶋野浩一朗議長 余り質問する立場にないんですけど、委員長が、この説明入る前に、内容について会派としての考え方を次回示してほしいという話があって、優先順位っておっしゃったでしょう。それがどうということなのかなど、ちょっとわからなかったのを教えてください。

○松本暁彦委員長 優先順につきましては、A案・B案どちらが1番、2番ということで、いずれもバツということはしていただきたいということが前提でございます。基本的には、いずれにしてもA案・B案とも他市でも採用しているものでございますので、その中で全体の合意形成を図るために、いずれかということ優先順位という形で決めていただきたいということです。

嶋野議長。

○嶋野浩一朗議長 なるほど。要は会派によって、例えば、より詳しく計画立てたほうがいだろうということでは優先順位がBのほうで、Aはその次だというような

ことを示してほしいということですか。

○松本暁彦委員長 そうです。

嶋野議長。

○嶋野浩一朗議長 わかりました。

○松本暁彦委員長 B案だめ、A案だめということではなく、どちらかということで、増永委員。

○増永和起委員 内容にかかわることなので、細かいかもしれないんですけどお伺いしたいと思います。

A案は大規模の災害の判断基準として、地震は両方とも同じだと思うんですけども、災害対策本部が設置された場合というのが、地震以外のところではこのA案の発動される条件ということになってると思うんですね。B案のほうは3ページですよ。風水害その他の中では災害対策本部が設置されたという書き方ではなくて、総合的な応急対策を必要とするときというふうな形で書かれていると思うんですね。災害対策本部が設置されてても発動しない場合があるとか、災害対策本部が出てなくてもこのB案に基づいていろいろなことが行われるというようなことがあるという想定なのかどうかということなんです。災害対策本部というのは、地域防災計画の中では、災害の発生が予想されるということにも災害対策本部の設置が認められるというふうになってると思うんですけど、例えば昨年度、地震のときはもちろんですけども、台風であるとか大雨であるとか、そういうことの予測のもとに災害対策本部が設置されたけれども、結果としてそういう大災害にはつながらなかったというようなことがあったのではないかというふうに思うんですが、もしわかれば、災害対策本部が何回ぐらい設置されて、その風水害とかに対して、実際に避難準備情

報まで出たときも1回はあったかと思うんですけども、その辺ちょっと確認をさせていただきたいなど。災害対策本部が設置されたら全てこれが発動していくということなんであれば、なるべく早く災害対策本部を立てて、できる限り災害に対して備えをするというのは、行政としては大事な姿勢だとは思いますが、そのたびごとに議会のこういうさまざまなことは影響を受けていくのかというふうなところもちょっと気になる場所ですので、その辺をまず1点お伺いしたいなと思っております。

それと、これはもっと細かい話なんですけれども、A案の2ページと3ページで、初動期経過後のページの後半のところですね。1番議員の対応の②で、議長に情報を提供するというふうになってるんですが、図の中では議会事務局へ議員は情報提供して、それが議長に上がっていくという形で書かれてると思うんですけども、直接議長にじゃなくてこういう形になっていくのかなというのをちょっと確認したいというのと、議会の対応、その下の④に、議会事務局は議員から収集した情報について必要と認めるときは災害対策本部に提供を行うというふうになっているんですけども、その上の③は議長は情報を収集整理し災害対策本部へ提供するというふうになってるんですが、4番とかは必要と認めるときはっていうふうになってて、これは議会事務局長が議員からの情報を精査するというか、ここだけ必要と認めるときはって入ってるのがちょっと気になって、その内容についてもご説明いただきたいなというふうに思っているんです。これが二つ目の質問ですね。

三つ目の質問は、同じく3ページの⑥に、

議長は前各号に定めるもののほか必要な対応を図るとともに、早急に議会機能が回復できるよう努めるものとするというふうになっているんですけども、B案は、4ページで連絡会議を開会する。連絡会議というのはいろいろな情報をお互いに交換し合うとかそういうことも含めての話なんだと思うんですけど、その連絡会議の中で、③の次に、本会議、委員会等の開会や協議事項の調整というのがありまして、以前、視察に行ったときにも、何でもかんでもが専決というふうになってしまわないように、議会の機能を早期に、やっぱり、災害対策のための予算とかいうのをできる限りやっぱり迅速に、議会でもちゃんと協議をしたものを出していくというふうにする必要があるというふうなお話を行政視察のときにお聞きしたと思うんです。恐らくそういう観点から、ここに議会の開会というふうなこともB案には書かれているのかなと思うんですが、A案の中のこの議会機能の回復というの、そういう意味合いも含めてのことなのかということから辺、この3点、お聞きしたいと思います。○松本暁彦委員長 まず、1番目の災害対策本部のお話ですよ。A案とB案の書き方が少し、内容が少し変わっているというところと、例えばB案のところでは災害対策本部立ち上げというところが、会期中の場合でもそれがいいのかと、この計画の発動があるのかというところの確認というところと認識をいたしました。

まず、一つは、なかなかA案とB案の作成中に両者の整合性がとれていなかったというのもございますので、そこはもうちょっと精査していきたいと思っております。

災害対策本部につきましても、これも今いただいた、一つ、意見提供という形で具

体的に反映をしていきたいと思ひます。まず、そもそもこの目的としましては、災害被害の拡大防止と議会機能の早期回復とその維持を図るためというところの目的がありますので、それにふさわしい形でこの計画の発動というのももう一度考えていきたいと思ひます。いずれにしてもB案の2ページ目の(3)には、災害対策本部が立ち上がっているということは、執行機関の職員が情報収集や応急対策に奔走し、混乱状態にあることが想定されるということがありますので、やはり災害対策本部が立ち上がった時点でこの計画はある程度発動するということが望ましいのではないかと考えております。それにつきましては改めてこの案のほうで精査をしていきたいと思ひます。

続きまして2番目の、A案の初動期のところでは、2番目の、初動期経過後の(2)の③と④の違いというところだと思ひます。議長と議会事務局の事柄の整理ですけれども、こちらにつきましても、これももう一度精査していきたいと思ひます。何か補足ありますか。

香山主幹。

○香山事務局主幹 1点目のご質問のことなんですけれども、議長ではなく事務局への情報提供なんですけど、昨年大阪北部地震についても、直接執行部のほうに情報をいただくこともありまして混乱したということもございますので、まずは議会事務局で取りまとめて、取りまとめた上で議長に報告してということで、事務局のほうでは考えております。まずは議長に直接ではなく、議会事務局で情報収集、提供いただきました情報を取りまとめていきたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員長 補足ありがとうございます

います。おっしゃるとおりなかなか議長に全て電話がかかるとか、そういうことは物理的に難しいかと思ひますので、事務局のほうで情報を集約するという形のほうが望ましいのかなというところで書いています。またここについては文言を修正する必要があるかなと考えております。

この必要と認めるときはというところの文言ですけれども、基本的に議会事務局からまず議長のほうに報告をして、それでそこで判断という形になりますので、少しこの文言については修正を考えたいと思ひます。

この(2)の③と④、少し内容が混同しているのかなというのが今のご指摘でわかりましたので、そこについては精査をしたいと思ひます。

続いて最後の3番目の質問ということで、B案のところですね。連絡会議のところの(カ)本会議、委員会との開会協議事項の調整というところの内容につきましてですけれども、これとB案とA案との違いということで、B案につきましては(3)連絡会議の開会で、本会議、委員会との開会協議事項の調整というものを、ケースを六つに分けて具体的にわかりやすいようにつくっているという中で、A案のほうはそれが、最後の6番目の3ページの3の6のところ、早急に議会機能が回復できるように努めるものとするという文言になって示されているんですけれども、こちらにつきましてはマニュアルということで、このケース1から6というものの内容というのが全てこの(6)の⑥に集約されているという認識でいただければと思ひます。なので、そのA案の場合は、(3)の6で集約されているということで、そのときの状況判断が強く求められるところ

だと。それをちゃんとわかりやすくしたのがB案ということでもあります。

○増永和起委員 いろいろとご説明ありがとうございます。災害対策本部が立ち上がったからという内容だったのかなと思いますけれども、例えば議長は、災害対策本部のオブザーバーとして参加するというふうな文章が両方の案にも出てくるんですけども、これから台風がやってくるというようなときに災害対策本部を立ち上げて、職員の皆さんは夜遅く、そこで泊まり込みの体制で準備をされていると。でも台風は進路をそれで行ってしまうというふうなこともあったのではないかと、いうふうに思うんですけど、そういうときも議長はオブザーバーとして泊まり込み体制の中に一緒に入って、というようなことの想定とか、この災害対策本部が立ち上がったら議会BCPを発動するというところに直結するのかということについて、ちょっとご説明いただきたいなと思います。

○松本暁彦委員長 議長の立ち位置と災害対策本部立ち上がりの時の議会の具体的な行動についてというところのご質問かと思えます。これについてはまだ細かいところまでは正直詰め切れてないというところもございまして、議長が災害対策本部の会議のほうにオブザーバーとして参加されるということは、これは必須でございます。ただ、その会議が例えば開会されていない場合について、議長が24時間、あるいは数日間ずっといるのかという話にもなってきます。当然、議員からの情報が24時間この事務局に上がって、それを常に伝えていくという体制も必要であるというところもございまして、そこを議長あるいは副議長でかわっていくのか、あるいは他の者が議長が不在の場合かわる

のかというところについては、これはもう少し検討、精査をしていきたいと思えます。質問は、おっしゃるとおり、災害対策本部立ち上げ期間に議長がどのような体制をとるのかというところが具体的に明記されていないというところもございまして、それについてはちょっと、いま一度精査していきたいと思えます。

何か議会事務局で補足等はございますか。

香山主幹。

○香山事務局主幹 ただいまの質問、BCP、B案の4、基本事項の(2)指揮命令系統のところですが、基本こちらに書かせていただいているとおおり、大災害発災時において議長がもし不在の場合については副議長が議長の職務を代理するものということで書かせていただいております。もし副議長も不在の場合は多数会派順にということで、また議論の余地があると思うんですが、基本的にこちらの指揮命令に沿って進めていく形になりますので、もし議長が不在の際、そのときについては副議長が代理をするという形で考えておりますので、そちらのほうで認識いただければと思えます。

○松本暁彦委員長 あと、24時間体制で災害対策本部のオブザーバーとしてずっといるのかいないのかというところはちょっと精査をしていきたいと思えます。

増永委員。

○増永和起委員 わかりました。また会派の中で議論する中でも、いろいろと質問も出るかとは思いますが、次の議会運営委員会でもう決定はおりるということではなかったかなというふうには思えますので、できるだけ、せっかくつくるものですので、いい内容のものにしていき

いというふうには私も思っておりますので、またよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○松本暁彦委員長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

森西委員。

○森西正委員 A案とB案とご説明があったんですけれども、例えば全体の、議会以外の部分ですね。そのときの全体の話です。発災時にはどうするかというのは、ここは議会運営委員会だけの話で済む話であるのかという部分もあると思うんです。例えば次期の防災計画とか、あと災害対策本部ですね。そうなってくると、もっと大きな話になってこようかというふうに思うんですけども、そうなってくると、委員会という総務建設常任委員会の管轄になったりとか、そういうふうなことがありますので、そこでの協議とか、そういうような部分というのにも必要になってこようかなというふうに思います。そこは総務建設常任委員会とも協議しながらとか相談しながら、議会運営委員会でこの部分は進めてもええんかなというふうにはちょっと感じるところです。

それと、この中の、災害発生時の対応のケースというところで、いつもどうしたらいいのかなと思ってるところがあって、ここにも書かれてますけれども、地域のほうで活動するというふうなことです。地域の中で実際に被害に遭われたりとかされている場合、私は会議のほうに参加をしなければならぬのか、もしくは地域の方の対応に努めていかなければならぬのか、どちらを優先すべきなのかというふうなところを常に考えるんです。そういうふうなところがないというところで、議会を優先すべきなのか、本当に災害で被害に遭わ

れている方を優先すべきなのかということころというのは議員として、議会として、どういうふうな対応をすべきのかなというふうにはいつもちょっと考えているところでありまして、なかなか答えは難しいと思いますので、まずそこを考えたければならぬのかなというふうに思います。

○松本暁彦委員長 ありがとうございます。

まず1点目の、議会運営委員会だけで進めるというのは、この協議ということですか。それとも災害が発生した場合のときですか。

森西委員。

○森西正委員 このケースは、議会運営に関しては議会運営委員会です。当然だと思います。それで全体のことになると、ここは議会運営委員会として、そこまで考えていくのかというか、それを越える、もう少し幅広い、市も含めての話になってこようかなというふうに思うんですけども、そこは別に、今この段階で結論というのはなかなか難しいと思いますので、そういうふうな部分の指摘をさせていただくというところで。

○松本暁彦委員長 おっしゃるとおり、議会運営委員会だけで決めていいのかという話でございます。A案につきましては具体的には書いてはないんですけど、B案の4ページ目の(3)で、連絡会議の開会というところで、B案のほうでは何とかお示しはできているのかなというところでございます。森西委員のおっしゃるとおり、やはりどのような会議体が必要なのかというところが当然出てくると思いますので、基本的にはそれらの場合に連絡会議というものを開会すると。その会議としては、

例えばここに書いているのは幹事長会等と、等という言葉を使って書かせていただいております。その災害で、議会として決めなきゃいけない事柄については、当然、必要な会議体というものを連絡会議という形で、議長が必要と認めるときに開会するという形に、B案のほうでは案を示させていただいているのかなと思います。おっしゃるとおりA案のほうについては、そこが、連絡会議の具体的な内容については書いておりませんので、それも含めてA案・B案どちらがいいのかというのも検討していただければと思います。

そして2番目のご質問でございます。おっしゃるとおり会議を優先すべきか、あるいはいわゆる地域活動を優先すべきかというところの判断基準ではございますけれども、やはりこれは状況に応じて大きく変わってくると、あるいは地域によっても変わってくると思いますので、そこは一概に確かに決められないと思いますので、そういった場合に、ここに例えばB案の(3)でも、連絡会議の開会についてというところの開会基準で、議長が必要と認めるときと、このように記載をしております。その中でそのときの状況に応じて、最終的には議長のほうで判断をしていただき、会議というものを開くか開かないかということを決めていただく。その際、招集範囲というものを具体的に書いていないんですけども、例えば連絡会議として幹事長会を開くとした場合に、例えば幹事長が行けないと、地域のことで非常に大変だということであれば、必要によっては同じ会派の別の議員の方に出ていただくかというところの判断にもなってくるかだと思います。それはやはりそのときの状況によって大きく変わってくるかだと思います。議長がやは

りここは全議員が地域で活動しなければならないと判断するような場合については、連絡会議を少し議長がずらすという判断になるかと思えます。どちらかというところと会議の指針ということも少しつけ加える必要もあるのかなと、今のご意見をいただきまして考えたいと思えます。

補足は、事務局でございますか。

香山主幹。

○香山事務局主幹 1点目のご質問なんですが、連絡会議についてB案のほうにしか明記はしてないですが、もともとこの連絡会議につきましては地域防災計画に明記されているものでありまして、特にこのBCPで連絡会議を明記しないとできないということではございません。それをわかりやすくB案のほうには表記したような形になりますので、今の時点で既に地域防災計画には書かれているものでありまして、その連絡会議とは何かといいますと、今、委員長がおっしゃっていただいたとおり、政策決定とかであれば幹事長会であったり、あとは総務建設常任委員会の管轄であれば総務建設常任委員会であったり、そういったことで必要に応じて議長のほうで招集をかけるというような形で考えておりますので、それをA案のほうはどうしてもマニュアル程度のものでありますので、そこまで明記はしてないんですが、B案についてはわかりやすくということを表示したような形になりますのでよろしくをお願いします。

○松本暁彦委員長 暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○松本暁彦委員長 それでは、再開いたします。

ほかにご意見等はございますでしょうか

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 ないようですので、冒頭に説明させていただいたとおりA案、B案をまずは会派にお持ち帰りいただき、会派内で協議の上、次の本委員会で優先順位を発表していただきたいと思います。

また、素案ですので、既にお配りしている他市資料と比べ、足りぬところもあろうかと思いますが。ぜひ各案へのご意見もあわせていただきたいと思います。

次の議会運営委員会は8月8日木曜日、午後1時の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時52分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 松本暁彦

議会運営委員 村上英明